

令和8年2月8日執行  
衆議院小選挙区選出  
議員選挙  
(福岡県第7区)

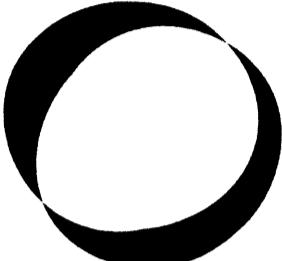
# 選挙公報

投票日 2月8日

福岡県選挙管理委員会

政治への信頼を取り戻し

暮らしを支え、平和を保ちます



中道  
改革連合

Centrist Reform Alliance

巡視船で尖閣諸島の領海警備に従事していましたが、若い海上保安官が命がけで業務を遂行しているのに、その上に立つ自民党の金権腐敗政治に憤りを感じて出馬を決意しました。

かめた晃尚プロフィール

- 昭和46年生まれ
- 平成元年 福岡県立小倉高校卒
- 平成5年 海上保安大学校卒
- 平成24年 内閣官房参事官補佐
- 平成29年 海上保安大学校教授
- 令和6年 第7区総支部長就任

## 私の主張

政治資金の徹底的な透明化や、企業・団体献金の禁止などで「金権腐敗政治」を終わらせます。  
くわえて、つきの政策を強力に推進します。

- ✓ 消費税の負担軽減や社会保険料の減免などで暮らしを支えます
- ✓ 賃上げ・雇用を中心とする経済政策へ転換します
- ✓ 安心できる社会保障・教育・子育て政策を展開します
- ✓ 農林水産業の振興で「食」を守ります
- ✓ 現実的な外交・安全保障政策を推進します

比例代表は「中道」とお書き下さい。

衆議院議員候補 中道改革連合公認  
元海上保安官

かめたあきひさ

(54歳)

至誠つらぬく

暮らしを守り、未来へ繋ぐ。  
物価高に負けない日本へ。



藤丸さとしは国会対策委員会副委員長として補正予算成立に奔走し、可決・成立に至りました。これは物価高対策や子どもへの給付など、緊急性の高い経済対策を確実に実行する上で非常に大きな成果です。藤丸さとしは国政においても、そして故郷のさらなる発展のためにも、絶対に欠かすことのできない存在です。

日本の夢、地域の夢、一人ひとりの暮らしが良くなることを求めて。

私が日本に抱く夢、それは、この国をもう一度、強く、そして豊かな国へと押し上げることです。私は、日本を再び「ものづくり大国」として世界に誇れる国にしたい。その大きな夢を現実の力に変え、必ず実現できるのは、自由民主党以外にありません…  
(続きは右のQRコードより)



## 主な経歴

昭和35年1月19日、瀬高町生まれ。山門高校、東京学芸大学教育学部卒業。大学院法律政治学科中退。昭和55年8月から衆議院議員古賀誠事務所で働き、平成24年12月の第46回衆議院議員総選挙において初当選を果たす。以降5期連続当選。元厚生労働委員長、内閣府副大臣など。自由民主党福岡県第7選挙区支部長。

藤丸さとし 皆様に情報を届けします。

藤丸敏 衆院選特設サイト



藤丸さとし候補の声をお聞きください！個人演説会日程や遊説日程を左記QRで確認できます。

公式 YouTube チャンネル



藤丸さとし候補が今回の選挙戦で訴えている政策等を動画でご覧いただけます。

政治は国民のもの  
自民党

衆議院議員候補 自民党公認  
ふじまる

# 投票日 2月8日(日)

◇ 投票日当日の投票時間は、原則として午前7時から午後8時までです。

(ただし、一部の地域で、この時間と異なる場合もありますので、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。)

◇ 投票日当日に用事などがある場合は、2月7日まで「期日前投票」ができます。

- ・仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由でも利用できます。
- ・投票日の前日まで、選挙人名簿に登録されている市区町村の期日前投票所で投票ができます。
- ・期日前投票の投票時間は、土曜日、日曜日も含めて、原則として午前8時30分から午後8時までです。

(ただし、一部の期日前投票所では、投票期間や投票時間が異なる場合もあります。)

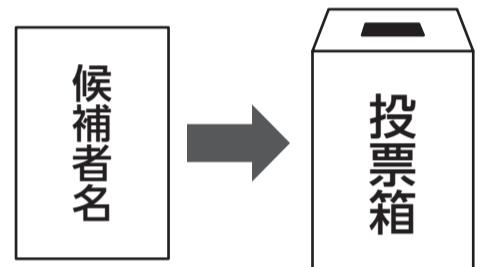
※入場券が届かなかったり、入場券をなくしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。

# 投票は3種類です

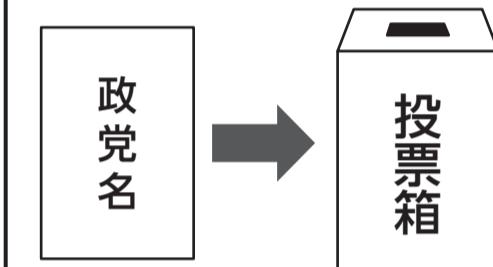
## 小選挙区

「候補者名」を記入



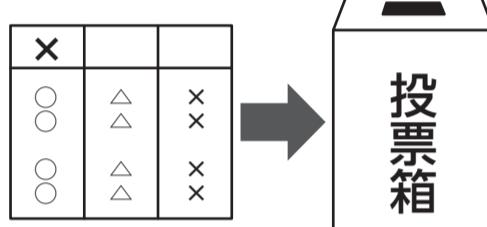
## 比例代表

「政党名又は略称」を記入



## 最高裁判所裁判官 国民審査

やめさせたいと思う裁判官について「×」を記入



### ① 受付・投票用紙の交付

投票所入場券を受付に提出します。

選挙人名簿に登録されている本人が確認後、投票用紙が交付されます。

※ 入場券が手元にない場合でも、選挙人名簿に記載されていれば投票できます。

### ② 投票用紙の記載

投票用紙の色は「小選挙区選挙」が「あさぎ色」、「比例代表選挙」が「ピンク色」、「最高裁判所裁判官国民審査」が「うぐいす色」です。

- 「小選挙区選挙」の投票用紙には「候補者名」を記入します。
- 「比例代表選挙」の投票用紙には「政党名又は略称」を記入します。
- 「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙にはやめさせたほうがよいと思う裁判官について、その氏名の上の欄に「×」を記入します。

やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も記入しないでください。

### ③ 投票

投票用紙を投票箱に入れます。

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。

## ◇ インターネットを利用した選挙運動

18歳以上の有権者は、ウェブサイトを利用した選挙運動を行うことができます。

ただし、電子メールを利用した選挙運動ができるのは、候補者や政党等に限られますので、注意してください。

※ 選挙運動ができる期間は、投票日の前日までになります。

### 有権者が選挙運動に利用できるインターネットサービス

- ・ ホームページ、ブログ、掲示板など
  - ・ 動画配信サイト (YouTubeなど)
  - ・ SNS (LINE、X [旧 Twitter]、Facebookなど)
- ※ 選挙運動用ウェブサイト等には、電子メールアドレス、返信用フォームのURL、SNSのユーザー名などの連絡先を表示しなければなりません。
- ※ SNSのトークやダイレクトメッセージ機能も利用可能

## ◇ やってはいけない！選挙運動のNG集



### メールを使っての選挙運動はNG！

メールで選挙運動用の文書や写真などを送ることができるのは、候補者や政党等だけです。候補者や政党等から送られてきたメールを転送してもいけません。



### ホームページやメールなどを印刷して配るのはNG！

選挙運動用のホームページや候補者・政党等から届いた選挙運動用のメールなどをプリントアウトして配ってはいけません。



### 名前などを偽って送信するのはNG！

候補者を当選させる、またはさせない目的で、ウソの名前や身分を名乗って、情報を発信することは禁じられています。



### 候補者に関するウソの情報の公開はNG！

候補者を当選させる、またはさせない目的で、候補者に関する虚偽の情報や、真実を歪めた情報を広めたりすることは、罰せられます。

候補者に対して誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めてください。

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。